

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部を  
改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案			現 行		
<p>(定義)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～9 一略一</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<b>第2条第9項</b>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 一略一</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(定義)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～9 一略一</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<b>第2条第8項</b>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 一略一</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
一略一			一略一		
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及	第12条第5項の規定	第39条第1項第1号	又は第12条第1項及	第12条第5項の規定

改正案		現 行		
	<p>び第2項の規定に違反して利用されているとき</p>	<p>により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法<b>第2条第10項</b>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>	<p>び第2項の規定に違反して利用されているとき</p>	<p>により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法<b>第2条第9項</b>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>
—略—		—略—		

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部を  
改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（附則関係）

改正案	現 行
<u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	